

平成 30 年 10 月 16 日付の報道発表資料「KYB（株）及びカヤバシステムマシナリー（株）が製造した免震・制振オイルダンパーの国土交通大臣認定への不適合」に関する補足

平成 30 年 10 月 16 日付の報道発表資料「KYB（株）及びカヤバシステムマシナリー（株）が製造した免震・制振オイルダンパーの国土交通大臣認定への不適合」に関して、以下のとおり補足いたします。

1. 報道発表資料の 2 ページ目「③交換の迅速な実施」において「・大臣認定の内容に不適合の案件については、所有者等と調整の上、可及的速やかに交換を進めること。」とあるのは、最終的に建築基準法に適合することを求めているものであり、「所有者等と調整の上、可及的速やかに交換を進める」には、可及的速やかに、大臣認定に不適合のダンパーを大臣認定に適合するダンパーと交換することのほか、所有者等と調整の上、大臣認定に不適合のダンパーを取り外して調整し、大臣認定に適合させたいうで再度設置することも含まれる。
2. 同③において、「・大臣認定の内容に不適合ではないが顧客との契約の内容に適合しないものについても、顧客の意向を踏まえ、誠意をもって交換等の対応を行うこと。」としているが、「顧客の意向を踏まえ、誠意をもって交換等の対応を行う」には、大臣認定の内容に不適合ではないが顧客との契約の内容に適合しないダンパーを顧客との契約の内容に適合するダンパーと交換することのほか、所有者等の意向を踏まえ、大臣認定の内容に不適合ではないが顧客との契約の内容に適合しないダンパーを取り外して調整し、顧客との契約の内容に適合させたいうで再度設置することも含まれる。